

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十二号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年七月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

(奈良県監査委員条例の一部改正)

第三条 奈良県監査委員条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に、「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年十二月奈良県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。